

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

## 第1 基本的な考え方

この方針は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「法」という。）の規定に基づき、国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針（平成22年4月9日付け、農林水産省告示590号）」を基本として、本県の地域特性を生かした普及指導活動を行うため、平成23年度からおおむね5年間における基本的な方向づけと活動内容を示すものである。

本県では、これまでビジネス経営体を核とした農業構造の構築を主な取組視点とし、ビジネス経営体の育成とこれら経営体が農業生産の太宗を担う農業構造への改革に向けた施策を重点的に実施するとともに、静岡ブランドの育成や食の安全・安心対策などにも取り組んできた。

しかし、農産物価格の低下や農業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加と農地の減少が進行するなど、農業・農村は厳しい状況が続いている。

一方で、農業生産に占めるビジネス経営体シェアの拡大や、非農家出身の新規就農者の増加、担い手への農地集積が進むなど明るい兆しも見え、農業構造改革は着実に進捗している。

こうした中で、本県農業は、ビジネス経営体を核とした活力ある農業構造への転換を目指すこれまでの取組とあわせ、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用の創出を目指すことで、豊かで活力ある農業への転換を加速的に進めるものとする。

また、協同農業普及事業の運営に当たっては、普及指導員それぞれの持つ個の力を養成しつつ、県庁内外の組織や関連機関との協働による組織の力と有機的に結びつけ、地域課題の解決に向けて最大の成果をあげられるよう取り組むものとする。

## 第2 普及指導活動の課題

静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）に掲げる目標の達成に向け、国の施策の展開方向を踏まえつつ次のとおり取り組むものとする。

### 1 消費の創出と多彩な農産物の生産

農業が産業として躍進し、安定した農業経営が将来にわたって持続していくためには、県民の健康で豊かな生活に必要な農産物や食材の供給に配慮した、効率的かつ継続的な経営を展開できる農業構造を構築していく必要がある。

このため、農産物や食材の消費拡大や消費スタイルの提案等による新たな消費の創出とこれに対応した生産力を強化するため、次の2つの視点で施策を展開する。

#### (1) 消費の創出

農業生産を拡大していくためには、消費者に新たな消費スタイルを提案するなど農産物の消費を創出・拡大し、これに対応した生産を推進していく必要がある。

このため、地域資源を活用した農業者等による新事業の創出等を通じた6次産業化や、学校給食における県産農産物の利用拡大等を通じた食育や地産地消の推進に取り組む。

また、安全安心で高品質な農産物づくりや各種認証・認定制度の普及、県産農産物の海外市場開拓や本県農産物のブランド化推進など、マーケットの拡大に取り組む。

これらを通じ、多彩で豊かな農産物の持つ多様な可能性を高め、食およびそれを支える農を軸とした分野の拡大を促す「食の都」づくりを進めるものとする。

## (2) 生産力の強化

県民が健康で豊かな暮らしを将来に渡って享受し、また、農業者が誇りを持って安定的で効率的な生産活動を行う「農の理想郷」を築いていくためには、自給率向上にもつながるビジネス経営体を核とした活力ある農業生産構造への転換を一層進めていく必要がある。

このため、人材・生産基盤・技術の3要素について、次のとおり進めるものとする。

### ア 人材

優れた技術と経営感覚を備えた認定農業者等に対する技術面・経営面のきめ細かな支援を引き続き行い、ビジネス経営体への育成を進めるとともに、次世代を担う農業従事者を確保する観点から、異業種からの企業参入の支援を積極的に進める。また、農林大学校や地域協議会等関係機関と連携した新規就農者や就農希望者に対する段階に応じた切れ目のない支援に努め、多様な担い手の育成に取り組む。

このほか、魅力ある農山村の実現に積極的に取り組む農山漁村ときめき女性の育成を図る。

### イ 生産基盤

ビジネス経営体をはじめとした意欲ある農業者の経営効率化や規模拡大を図るため、省力・低コスト化が可能となる農地集積を推進する。

また、耕作放棄地の再生利用に向けた取組や水田の有効活用など、生産力の維持・向上に努めるとともに、低コスト化や規模拡大による生産性の向上、農産物の高付加価値化など、産地の創意と特色を活かした競争力のある生産販売体制の構築とそれに対応した生産施設等の整備により、産地構造改革を促進する。

### ウ 技術

ビジネス経営体の育成や経営発展を支援するため、高品質、省力化、低コスト化のための栽培技術開発・普及を推進する。また、「食と農」を軸とした新しい産業の創出に向けた、地域特産農産物の発掘・改良や加工技術の開発、経営規模の拡大に対応した生産・加工・流通過程における品質管理技術の導入を支援する。

このほか、エコファーマーの認定や環境に配慮した農業の推進、有機農業推進のための技術開発の促進や農業者への普及啓発や消費者の理解増進に向けたPR等を進めるとともに、地球温暖化に対応した新技術の開発や太陽光など新エネルギーの導入など、次世代型農業モデルによるビジネス経営体の育成等を図る。

## 2 農山村の再生と都市との交流促進

農山村は、多彩な農産物の供給基地、豊かな自然とのふれあいなど快適な生活空間を享受できる場として重要な役割を担っている。

こうした機能を今後も持続的なものとしていくためには、農業をはじめとした産業がそこに根付く環境を整えるとともに、地域資源を適切に保全・管理し、働く場、あるいは交流や憩いの場として魅力あるものとしていく必要がある。

このため、農山村と農業を県民全体で支えあう関係をつくり、魅力ある農山村づくりとその一端を担う都市農山村交流ビジネスの拡大を推進するため、次の2つの視点で施策を展開する。

### (1) 農山村の再生

農山村が有する良好な景観や水源涵養などの多面的機能は、長い歴史の中で守り育てられ、受け継がれてきた貴重な財産であり、将来にわたって保全・継承していく必要がある。

このため、「住んでよし」の農山村の創造に向けて、鳥獣被害防止対策の推進をはじめとする農山村環境の整備のほか、中山間地域等直接支払事業や一社一村しずおか運動の推進による地域住民も含めた多様な主体の参加による地域協働活動を推進し、豊かな農山村づくりに資する。

### (2) 交流の促進

都市と農山村を双方向に「人・もの・情報」が円滑に行き交い、農山村が都市とともに活性化していくためには、「ふじのくに」の魅力を最大限に活用し、多様な交流の拡大と深化を促すことが必要である。このため、「訪れてよし」の魅力ある農山村づくりに向けて、農林漁家体験民宿や農家レストランなど、都市と農山村地域における多様な交流事業、地域協議会が取り組む子ども農山漁村交流プロジェクトの推進やグリーン・ツーリズムの普及・啓発等に取り組み、農山村地域におけるビジネス展開を支援する。

また、市民農園や体験農園、農産物直売所の取組支援を通じ、地域農業への参加や理解の向上を図るとともに、ユニバーサル園芸の推進により障害のある人の農業参加を促進するなど、ふれあいの場としての農山村の活用を進める。

## 第3 普及指導員の配置に関する事項

### 1 組織体制

農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員は、農林事務所農業振興部門の企画経営課経営基盤班、茶業農産課、園芸畜産課、生産振興課、地域振興課に配置する。

### 2 普及指導員の配置

普及指導員の配置に当たっては、農業の情勢や地域の特性に応じた普及指導活動を進め

るため、普及指導活動の高度化・重点化・効率化等に配慮し、普及指導員の適正な配置に努める。

### 3 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成および確保

新規採用等の農業職職員を計画的に農林事務所に配置し、業務内外の研修を通じて速やかに普及指導員の任用資格を取得させるなど、将来にわたって安定的な農業振興を行うための人材養成及び確保に努める。

### 4 普及指導活動の総合的な企画調整等

普及指導活動の総合的な企画調整及び普及指導員の資質向上の総括は、本庁の農業振興を担当する部門において行う。

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新並びに多様化及び高度化する農業者のニーズに対応するため、総合的な課題解決能力の向上を図るよう、普及指導員への研修を実施する。

また、普及指導手当はその趣旨にかんがみ、適切な運用に努める。

### 1 向上を図るべき資質

ビジネス経営体や認定農業者等の担い手の育成に向けた技術指導、経営指導の両面での研修を引き続き行うとともに、6次産業化やブランド化の推進をはじめとする農畜産物等の付加価値向上を支援するための資質向上を積極的に図ることとする。

また、普及指導員に義務付けられる調査研究活動を有効かつ効果的に活用し、普及指導員の資質向上に資する。

### 2 資質向上の方法

普及指導員に対して行う研修は、概ね次のとおり体系的に計画し、実施するものとする。この際、必要に応じて、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業、普及指導員の経験者、他の産業支援機関等と連携するものとする。

#### (1) 県段階における研修の実施

##### ア 地域段階における研修の実施

普及指導員として必要な基礎知識と技術を習得し、現地で実践的な指導力を発揮するために必要な研修を行うとともに、先進的な経営体等における一定期間の技術研修及び地域段階で起こりつつある課題等について職場内研修の充実を図る。

##### イ 県域段階における研修の実施

普及指導活動が効率的に展開できるよう、普及課題を推進するための研修、経営研修、新技術の習得、マーケティング等の研修を実施する。

#### (2) 国段階における研修への派遣等

普及指導員が農業・農村の動向、技術の進歩等に的確に対応した活動を行うため、また温暖化など新たに発生しつつある課題への対応を習得するため、国が実施する研修等

に派遣する。

## 第5 普及指導活動の方法に関する事項

効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

### 1 普及指導活動の重点化等

静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）では、農産物の生産、出荷、加工・活用までを範囲とする「農ビジネス」を拡大することを目標としており、農ビジネス販売目標額の確保やこれに占めるビジネス経営体シェア目標の実現を喫緊の課題とし、普及指導活動を次のとおり重点的に進めることとする。

#### (1) ビジネス経営体等の担い手の育成

普及指導活動をビジネス経営体や認定農業者の育成・支援に重点化し、ビジネス経営体のシェア拡大と認定農業者数の確保を図る。

#### (2) 産地構造改革に向けた取組の強化

産地や生産組織の中心となる農業者への支援と生産組織の強化等により、産地の構造改革を推進する。

#### (3) 農業協同組合等との連携及び役割分担の明確化

農業協同組合の営農指導と適切に連携しつつ、一般農家への技術指導や農協の生産部会等への定形的な巡回指導等は農協の営農指導が担い、県は地域の担い手となる経営体への指導や産地の構造改革に関することに重点化するなど、役割分担を明確にして普及指導活動を行うものとする。

### 2 普及指導計画の策定と評価

静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）に掲げる目標達成に資するため、各地域における将来の農業のあるべき姿を描きつつ普及指導計画（ビジョン推進戦略）を策定し、これに基づき普及指導活動を実施するものとする。

その成果については、農業者以外の外部有識者等による客観的な評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映することとし、普及指導活動の成果の向上に努めるものとする。

### 3 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員等による調査研究は、普及指導計画等の推進に関連付けて取り組むものとし、その成果は課題の解決に向けて積極的に活用するものとする。また、これにより普及指導員の課題解決能力の向上に資するものとする。

### 4 試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化

新しい技術の開発を行う試験研究機関、科学的技術及び知識の普及指導を行う普及指導員並びに青年農業者、新規就農者など農業を担うべき者の養成を行う農林大学校による、

一体的な取組の充実に努めるものとする。

#### (1) 試験研究機関との連携

試験研究機関で開発された技術の現場への迅速な普及を図るとともに、技術課題の解決のため、試験研究機関との連携に努める。

#### (2) 農林大学校との連携

農林事務所農業振興部門と農林大学校は連携・役割分担することにより、新規就農者や就農希望者、青年農業者等に対して総合的な対策を推進する。

#### (3) 大学等との連携

課題解決の必要に応じ、大学、独立行政法人、民間企業等技術シーズを有する者及び産学連携に知見を有する者等との連携に努めるものとする。

### 5 民間等との連携の強化

普及指導活動の重点化を図るとともに、農業経営を総合的に支援していく観点から、民間の活力の積極的な活用を努める。

普及指導課題解決のために必要な農業者等を普及指導協力委員として委嘱し、その協力を得て効果的な普及活動を行う。また、マーケティングやブランド化、税務、会計経理、労務管理、農産物加工等の民間専門家の活用、有用な専門的技術を持つ民間企業との連携は、地域の実情を踏まえて行うこととする。

この際、普及指導員は活動全体の総括・点検を行いつつ、課題解決の総合的な推進に努めるものとする。

### 6 行政施策の活用支援等

行政事務の一部を普及指導員が兼務する体制を最大限に活かし、普及的手法のみならず補助事業等の行政施策を積極的に活用するなど、手段・方策を効果的に組み合わせながら課題解決に取り組んでいく。

また、これらの成果や有用性、課題については個人情報保護等に十分留意しつつ情報を発信・収集するなど、参考事例の普及・活用に努めるものとする。

### 7 農林事務所農業振興部門の運営

農業改良助長法第12条第2項各号に規定する普及指導センターの事務は、県内7カ所に設置する農林事務所農業振興部門が行う。

また、本庁に技術指導担当を配置し、全県的な技術指導の調整及び推進並びに普及事業と試験研究との調整を行うとともに、普及指導員が実施する調査研究に関する情報の収集・提供などを行う。

さらに、普及指導活動を行うための拠点施設としての機能が充分発揮されるよう、インターネットを活用した情報ネットワークの整備や内容の充実に努めるとともに、農林事務所内の情報の共有化など情報管理システムの整備を図る。

### 8 研修教育の充実強化

農業の生産力を高め、優れた技術と経営感覚を備えた担い手を育成・確保するため、農

林事務所農業振興部門と農林大学校は関係機関等と連携・役割分担することにより、多様化する担い手に対して総合的な対策を推進する。

#### (1) 農林大学校における研修教育の充実

ア 農林大学校の研修教育を充実するため、時代の進展等に対応した研修教育施設となるよう教育環境の整備を進める。

イ 農林大学校は、就農意欲のある青年等を対象に、農業技術の高度化、経営の専門化、農村生活の多様化等に対応できる能力と幅広い視野を有し、国際化の進展など流動的な社会情勢に対処し得るような農業者を育成する研修教育を行う。

ウ 農林大学校の施設等を活用し、農業法人等への就職や自立就農を目指す離転職者等に対し、農業の基礎知識・技術を習得するための職業訓練を行う。

エ 農林大学校の施設等を活用し、農業に従事している青年等に対する高度な専門技術や経営管理能力等の向上を図るための研修を行う。

オ 農林大学校は、カリキュラム等を内容とする教育計画書に基づき、研修者の発展段階に応じて実践的な研修教育を行う。

カ 他県の農業大学校、大学、関係団体等との連携を深め、研修教育水準の向上に努めるとともに農業高校における教育内容に配慮し、研修教育内容の充実を図る。

キ 農林大学校は、その研修者等に対し男女共同参画社会への理解促進を図る研修教育を行う。

#### (2) 農林事務所農業振興部門における新規就農者の育成・確保対策の体系的な実施

ア 静岡県青年農業者等育成センター、農業団体等と連携し、新規就農相談窓口を設置し、就農希望者の円滑な就農促進のための指導・助言を行う。

イ 地域農業の中核である農業経営士、青年農業士、農業法人等と連携し、新規就農希望者に対して、就業体験や農業の技術及び経営方法を習得するための実践研修の円滑な実施に努め、新規就農者の育成・確保を推進する。

ウ 各地域において、市町、農業協同組合及び農業経営士等からなる支援体制の整備に努めるとともに、関係機関等と連携し、新規就農者に対して、「就農計画」の作成段階から資金・農地の確保、技術や経営指導等の就農前後にわたる継続的な支援に努めるものとする。

#### (3) 青年農業者等の育成

ア 農林事務所農業振興部門は、次代を担う青年農業者等の技術改良や経営能力向上への取組及び地域活動に対する支援を行う。

イ 優れた青年農業者等を確保、育成していく手法として、農業高校生等の参加する実践的な研修を支援するなど、農業高校等との連携を図る。

## 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### **1 他の都道府県との連携の強化**

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に係る他の都道府県との情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

### **2 他産業に関する指導機関との連携の確保**

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会・商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に留意するものとする。

### **3 農業に関する教育への協力**

県民の農業に対する理解の促進及び将来における農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、情報提供等の必要な支援を行う。

また、学校給食会等との連携を通じて学校給食に地元産農産物を供給する取組等を支援し、地場産物や農業に対する子供たちの理解促進を図る。